

平成25年度

市町村職員の給与・定員管理
・勤務条件等の状況



平成26年3月

高知県総務部市町村振興課

担当：行政担当	太田
（給与）	柿内
（定員管理・勤務条件）	坂本
（福利厚生）	小田
電話：088-823-9313	

目 次

I	給与の状況		
	はじめに	・ ・ ・	P 1
	1 給与水準について	・ ・ ・	P 2
	2 給料表について	・ ・ ・	P 7
	3 技能労務職給料表について	・ ・ ・	P 9
	4 勤務成績の評定について	・ ・ ・	P 11
	5 諸手当について	・ ・ ・	P 13
	※平成25年地方公務員給与実態調査		
II	定員管理の状況		
	1 職員数の推移	・ ・ ・	P 14
	2 部門別職員数の状況	・ ・ ・	P 15
	※平成25年地方公共団体定員管理調査		
III	勤務条件の状況		
	1 勤務時間の状況	・ ・ ・	P 17
	2 年次有給休暇の取得状況	・ ・ ・	P 17
	3 病気休暇制度の内容	・ ・ ・	P 17
	4 特別休暇の状況	・ ・ ・	P 19
	5 介護休暇の取得状況	・ ・ ・	P 20
	6 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の取得状況	・ ・ ・	P 20
	※平成24年度勤務条件等に関する調査		
IV	福利厚生事業の状況	・ ・ ・	P 22
	※平成25年度福利厚生事業調査		

基 準 日

この資料の基準日は、特に表記のない限り平成25年4月1日現在となっております。

I 給与の状況

はじめに

◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額に給料月額より高くなります。

(1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されます。

イ **職務給の原則**（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ **均衡の原則**（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア **平等取扱いの原則**（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ **情勢適応の原則**（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適切な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

1 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

(1) 職員の平均給料

一般行政職の平均年齢は42.0歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.4歳）なっています。また、平均給料月額は315,090円となっており、昨年と比べ若干低く（▲2,495円）なっています。

【表（P3）の見方】

○「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種です。

○「一般職員」とは……

全職種から教育公務員と臨時職員を除いた職種です。

職員数及び平均給料月額状況

(H25.4.1現在)

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料 月額	一般職員 合計平均 給料月額	一般行政職	
	平成 25年	平成 24年	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員			平均給料 月額	平均年齢
				うち技能 労務職員							
高知市	人 2,698	人 2,719	人 △ 21	人 2,614	人 328	人 84	人 0	円 324,100	円 322,000	円 328,800	歳 42.7
室戸市	239	244	△ 5	239	5	0	0	291,500	291,500	289,400	39.0
安芸市	274	275	△ 1	274	26	0	0	304,100	304,100	301,300	40.3
南国市	418	418	0	406	32	12	0	316,000	314,900	308,500	40.8
土佐市	530	532	△ 2	530	51	0	0	301,600	301,600	301,000	40.0
須崎市	275	264	11	275	14	0	0	324,300	324,300	321,500	42.9
宿毛市	312	309	3	312	41	0	0	299,300	299,300	291,200	39.2
土佐清水市	301	302	△ 1	301	44	0	0	306,000	306,000	307,500	41.5
四万十市	595	596	△ 1	582	53	0	13	328,800	327,900	316,600	42.1
香南市	409	409	0	387	14	22	0	324,800	326,300	345,500	45.3
香美市	395	403	△ 8	395	14	0	0	306,200	306,200	314,800	42.7
市計	6,446	6,471	△ 25	6,315	622	118	13	317,010	315,935	319,259	42.1
東洋町	54	61	△ 7	54	4	0	0	303,700	303,700	287,700	40.1
奈半利町	56	59	△ 3	51	4	5	0	296,000	293,700	293,400	40.6
田野町	44	43	1	39	0	5	0	266,900	269,400	263,300	35.8
安田町	55	54	1	52	4	3	0	293,400	290,900	287,700	39.8
北川村	39	39	0	39	2	0	0	282,000	282,000	283,400	38.5
馬路村	44	42	2	44	0	0	0	303,300	303,300	304,700	40.9
芸西村	58	57	1	54	0	4	0	289,500	285,900	291,800	39.3
本山町	174	177	△ 3	174	8	0	0	321,200	321,200	332,800	43.5
大豊町	102	103	△ 1	102	9	0	0	313,600	313,600	318,200	45.3
土佐町	84	85	△ 1	84	3	0	0	317,700	317,700	316,600	41.5
大川村	19	17	2	19	0	0	0	258,700	258,700	264,300	36.3
いの町	466	475	△ 9	454	33	12	0	301,300	300,000	300,500	40.4
仁淀川町	159	160	△ 1	159	5	0	0	320,600	320,600	321,700	44.1
中土佐町	137	139	△ 2	137	7	0	0	308,000	308,000	301,000	39.8
佐川町	228	225	3	228	16	0	0	297,100	297,100	304,000	44.3
越知町	108	108	0	104	12	4	0	327,000	326,100	331,000	43.8
橋原町	105	102	3	97	0	6	2	277,600	275,500	269,800	38.1
日高村	64	65	△ 1	64	0	0	0	310,900	310,900	315,100	42.9
津野町	107	108	△ 1	97	0	10	0	305,400	307,700	308,300	42.5
四万十町	303	306	△ 3	301	0	2	0	311,600	312,000	310,500	42.8
大月町	160	162	△ 2	160	32	0	0	309,900	309,900	305,600	42.0
三原村	44	44	0	44	3	0	0	305,800	305,800	322,800	45.5
黒潮町	200	206	△ 6	200	21	0	0	320,900	320,900	309,600	41.6
町村計	2,810	2,837	△ 27	2,757	163	51	2	306,569	306,455	306,606	41.9
県計	9,256	9,308	△ 52	9,072	785	169	15	313,840	313,054	315,090	42.0

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員です。

※各団体の職員数は、教育長を除く人数です。

※平均年齢は、10進法で算出しています。

(2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成25年4月1日現在における、県内市町村のラスパイレス指数の平均は105.0と100を上回る数値となっていますが、これは平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間実施されている「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員を対象とした給与減額措置の影響によるところが大きく、同措置が無いとした場合の値は97.1と、100を下まわっています。

高知県においては、平成16年以降、全ての市町村のラスパイレス指数が100を下まわっています。このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与削減措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

※「ラスパイレス方式」とは……

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

一般的に小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回る傾向にあります。

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
高知県	市計	97.1	93.5	95.0	96.6	96.7	97.8	97.1	97.9	98.0 (106.0)	98.2 (106.3)
	町村計	92.8	91.2	91.4	91.9	92.5	93.4	94.4	94.4	94.7 (102.5)	94.5 (102.3)
	県計	95.1	92.5	93.8	95.0	95.3	96.4	96.2	96.8	97.0 (104.9)	97.1 (105.0)
全国	市計	98.2	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	98.8 (106.9)	98.5 (106.6)
	町村計	93.7	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	95.5 (103.3)	95.4 (103.2)

※H24、H25上段の数値は国家公務員の給与減額措置の影響を加味しない数値、()内は同措置の影響を加味した数値

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H24 (国減額前)	※参考 H24 (国減額後)	H25 (国減額前)	対前年比	※参考 H25 (国減額後)
高知市	99.3	107.5	99.9	0.6	108.1
室戸市	96.6	104.5	96.3	△ 0.3	104.2
安芸市	96.2	104.1	96.2	0.0	104.2
南国市	96.9	104.9	97.8	0.9	105.9
土佐市	98.3	106.4	97.4	△ 0.9	105.4
須崎市	98.1	106.2	98.1	0.0	106.2
宿毛市	96.6	104.6	97.9	1.3	105.9
土佐清水市	97.0	105.0	97.5	0.5	105.5
四万十市	97.3	105.3	96.9	△ 0.4	104.9
香南市	99.1	107.2	98.2	△ 0.9	106.3
香美市	94.6	102.4	94.6	0.0	102.4
市 計	98.0	106.0	98.2	0.2	106.3
東洋町	93.9	101.6	95.5	1.6	103.4
奈半利町	96.1	103.9	95.0	△ 1.1	102.8
田野町	95.0	102.6	95.1	0.1	102.9
安田町	94.9	102.9	95.2	0.3	103.0
北川村	95.1	103.0	95.3	0.2	103.1
馬路村	96.4	104.4	97.1	0.7	105.1
芸西村	94.7	102.3	94.9	0.2	102.7
本山町	97.3	105.3	97.4	0.1	105.5
大豊町	92.4	100.0	92.4	0.0	100.1
土佐町	99.2	107.5	98.2	△ 1.0	106.4
大川村	91.2	98.8	91.2	0.0	98.8
いの町	96.3	104.2	95.9	△ 0.4	103.8
仁淀川町	93.6	101.4	93.3	△ 0.3	101.1
中土佐町	98.1	106.2	98.0	△ 0.1	106.0
佐川町	91.7	99.4	88.4	△ 3.3	95.7
越知町	97.4	105.5	97.6	0.2	105.7
梶原町	94.6	102.5	95.7	1.1	103.7
日高村	97.3	105.3	95.8	△ 1.5	103.7
津野町	90.0	97.4	92.7	2.7	100.4
四万十町	93.3	100.9	93.3	0.0	100.9
大月町	92.8	100.5	93.7	0.9	101.5
三原村	93.3	101.0	92.1	△ 1.2	99.8
黒潮町	96.6	104.5	95.7	△ 0.9	103.5
町村計	94.7	102.5	94.5	△ 0.2	102.3
県 計	97.0	104.9	97.1	0.1	105.0
全国市計	98.8	106.9	98.5	△ 0.3	106.6
全国町村計	95.5	103.3	95.4	△ 0.1	103.2

【参考】国と市町村の給与減額を加味したラスパイレス指数

市町村名	【参考】 H25.4.1 (国減額後)	H25.7.1 (※の減額時期 は備考参照)	備 考
高知市	108.1	※105.0	※H25.10.1
室戸市	104.2	99.7	
安芸市	104.2	99.8	
南国市	105.9	100.6	
土佐市	105.4	※98.9	※H25.10.1
須崎市	106.2	100.1	
宿毛市	105.9	101.3	
土佐清水市	105.5	※100.3	※H25.8.1
四万十市	104.9	※98.8	※H25.8.1
香南市	106.3	99.7	
香美市	102.4	99.6	
市 計	106.3		
東洋町	103.4	99.4	
奈半利町	102.8	99.8	
田野町	102.9	99.2	
安田町	103.0	99.9	
北川村	103.1	100.0	
馬路村	105.1	103.2	
芸西村	102.7	99.6	
本山町	105.5	100.2	
大豊町	100.1	99.8	
土佐町	106.4	99.3	
大川村	98.8	98.6	
いの町	103.8	99.3	
仁淀川町	101.1	100.0	
中土佐町	106.0	102.7	
佐川町	95.7	96.1	
越知町	105.7	105.7	
梶原町	103.7	101.0	
日高村	103.7	100.2	
津野町	100.4	100.2	
四万十町	100.9	99.4	
大月町	101.5	100.3	
三原村	99.8	99.8	
黒潮町	103.5	※98.3	※H25.10.1
町村計	102.3		
県 計	105.0		
全国市計	106.6		
全国町村計	103.2		

2 給料表について（一般行政職の場合）

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表の構造を基本にした上で、地域の民間給与水準も考慮して定めるべきとされています。

県内においては、全ての市町村で国に準じた構造の給料表となっており、その水準については、国の人事院勧告又は県の人事委員会勧告のどちらかに準じたものとなっております。

また、級数については、高知市が8級、その他の市町村は6級まで設定されています。

給料表について（一般行政職の場合）

(H25. 4. 1現在)

区 分	級数		給料表の構造		給料表の水準		
	6 級	8 級	国と 同じ	国と 異なる	県人勸 と同じ	国と 同じ	国の H22水準
高知市		○	○			○	
室戸市	○		○		○		
安芸市	○		○		○		
南国市	○		○		○		
土佐市	○		○				○
須崎市	○		○			○	
宿毛市	○		○			○	
土佐清水市	○		○			○	
四万十市	○		○		○		
香南市	○		○		○		
香美市	○		○		○		
市 計	10	1	11	0	6	4	1
東洋町	○		○		○		
奈半利町	○		○		○		
田野町	○		○		○		
安田町	○		○		○		
北川村	○		○		○		
馬路村	○		○		○		
芸西村	○		○		○		
本山町	○		○		○		
大豊町	○		○			○	
土佐町	○		○		○		
大川村	○		○		○		
いの町	○		○		○		
仁淀川町	○		○			○	
中土佐町	○		○		○		
佐川町	○		○		○		
越知町	○		○		○		
梶原町	○		○		○		
日高村	○		○			○	
津野町	○		○		○		
四万十町	○		○		○		
大月町	○		○		○		
三原村	○		○			○	
黒潮町	○		○			○	
町村計	23	0	23	0	18	5	0
市町村計	33	1	34	0	24	9	1

3 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）の行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内の市町村の技能労務職員の人数は、合計で785人（昨年805人 ▲20人）で減少傾向にあります。

県内の市町村において技能労務職員のいる団体のうち、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、6市15町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、5市14町村となっています。

県内の市町村の技能労務職員と国の行政職俸給表（二）を適用されている職員との給料水準をラスパイレズ指数を使用し比較してみると、県全体で117.4（昨年118.1 ▲0.7）となっており、昨年よりも若干低くなっているものの、依然国の給料水準を上回っています。

技能労務職員の給料については、国の行政職俸給表（二）を適用されている職員との均衡に留意するほか、地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

（平成24年度公表以降の適正化の状況）

安芸市、香美市、土佐町が、平成25年4月1日から行政職俸給表（二）に準じた給料表に見直しました。

なお、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号）において、技能労務職員等の給与等について、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請されており、全団体とも策定済みです。

技能労務職給料表の状況

(H25. 4. 1現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				【参考】 ラスパイ レス指数	取組方針 策定状況 (25. 4. 1)	備考
		国公行 (二) 準拠	独自	国公行 (一) 準拠	無 (行政職 給料表 適用)			
高知市	328	○			◎	126. 4	○	新採職員は国公行(二) (22. 4~)
室戸市	5	○				114. 2	○	
安芸市	26	●			◎	119. 5	○	新採職員は国公行(二) (25. 4~)
南国市	32	○			◎	126. 7	○	新採職員は国公行(二) (24. 4~)
土佐市	51				○	114. 3	○	
須崎市	14				○	121. 4	○	
宿毛市	41				○	122. 2	○	
土佐清水市	44				○	118. 9	○	
四万十市	53				○	125. 2	○	
香南市	14			○		121. 8	○	
香美市	14	●				114. 3	○	国公行(二) (25. 4~)
市 計	622	5	0	1	8	121. 1	11	
東洋町	4	○				113. 3	○	
奈半利町	4	○				102. 7	○	
田野町	0	/	/	/	/	/	/	
安田町	4	○				102. 3	○	
北川村	2	○				*	○	
馬路村	0	/	/	/	/	/	/	
芸西村	0	/	/	/	/	/	/	
本山町	8	○				91. 9	○	
大豊町	9	○	◎			111. 1	○	新採職員は国公行(二) (24. 4~)
土佐町	3	●				123. 4	○	国公行(二) (25. 4~)
大川村	0	/	/	/	/	/	/	
いの町	33	○		◎		105. 8	○	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	5	○				99. 1	○	
中土佐町	7	○				121. 4	○	
佐川町	16	○				99. 7	○	
越知町	12		○			102. 7	○	
橋原町	0	/	/	/	/	/	/	
日高村	0	/	/	/	/	/	/	
津野町	0	/	/	/	/	/	/	
四万十町	0	/	/	/	/	/	/	
大月町	32	○				118. 2	○	
三原村	3	○				80. 3	○	
黒潮町	21	○				118. 0	○	
町 村 計	163	14	2	1	0	109. 9	15	
県 計	785	19	2	2	8	117. 4	26	

※●印はH25年度適正化団体

※職員数が1名又は2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレス指数の欄は「*」
としています。

※経過措置が存在するなど、複数の基準が適用される団体においては、一方を○(又は●)
他方を◎としています。

※ラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額措置の影響を加味しない数値を表示しています。

4 勤務成績の評定について

勤務成績の評定は、地方公務員法第40条において、定期的に行い、その評定に応じた措置を講じることが求められており、また、勤務結果に応じた適切な処遇を行うことにより、職員の勤務意欲を向上させ、公務能率を増進させるうえでもその実施が必要です。

県内の市町村において勤務評定を実施している団体は、平成24年度で22団体、実施率は64.7%となっております。

県内の市町村別の一覧は、「勤務成績の評定の実施状況」のとおりです。

勤務成績の評定の実施状況

団体名	平成23年度											平成24年度													
	実施	内容			活用方法					試行中	未実施	実施	内容			活用方法					試行中	未実施			
		能力評価	目標管理評価	成果・実績評価	昇任・昇格	配置転換	降任・免職	人材育成	昇給				勤勉手当	能力評価	目標管理評価	成果・実績評価	昇任・昇格	配置転換	降任・免職	人材育成			昇給	勤勉手当	
高知市	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		○		○	○	○					
室戸市	○	○			○	○		○					○	○		○	○		○						
安芸市	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○		○						
南国市	○	○	○	○				○					○	○	○	○			○						
土佐市											○													○	
須崎市											○														○
宿毛市											○														○
土佐清水市											○														○
四万十市												○													○
香南市											○														○
香美市	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○		○		○					
市計	5	5	4	4	2	4	0	5	1	1	5	1	5	5	3	4	2	4	0	6	1	1	4	2	
東洋町	○	○			○	○		○		○			○	○		○	○		○		○				
奈半利町	○	○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○				○	○			
田野町	○	○		○						○			○	○		○							○		
安田町	○	○		○				○		○			○	○		○	○				○	○			
北川村											○													○	
馬路村	○	○	○	○									○	○	○	○	○						○		
芸西村	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○	○		○		○	○	○			
本山町												○													○
大豊町	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○	○		
土佐町	○	○			○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	○				
大川村											○													○	
いの町	○	○		○	○	○		○	○	○			○	○		○	○	○		○	○	○			
仁淀川町	○	○	○			○		○					○	○	○	○		○		○					
中土佐町	○	○	○					○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○		
佐川町	○	○			○			○	○	○			○	○		○	○					○	○		
越知町											○		○	○		○					○				
橋原町	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○	○		
日高村	○	○	○					○					○	○	○	○					○				
津野町	○	○	○			○		○					○	○	○	○		○		○					
四万十町											○													○	
大月町											○													○	
三原村												○													○
黒潮町	○	○		○						○			○	○		○	○		○		○				
町村計	16	16	8	9	7	8	1	12	7	11	5	2	17	17	9	15	11	9	1	13	9	11	4	2	
県計	21	21	12	13	9	12	1	17	8	12	10	3	22	22	12	19	13	13	1	19	10	12	8	4	

※用語説明

- ①「能力評価」…期待され、求められる職務遂行能力について、どの程度発揮できたかを能力基準に照らして評価すること
- ②「目標管理評価」…あらかじめ設定した業務目標をどれだけ達成したかを評価すること
- ③「成果・業績評価」…仕事の成果・実績を評価項目として設定し評価すること

5 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

(1) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(2) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。

期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等 × 支給割合 × 在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等 × 期間率 × 成績率

勤勉手当については、県内の多くの市町村で、成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されていますが、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められています。

平成24年度の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は12団体、勤務成績によらず一律に支給率を適用している団体は22団体となっています。

（勤務成績に応じた成績率を適用）

高知市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・大豊町・いの町・中土佐町・佐川町・梶原町・黒潮町

(3) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、6市町村（須崎市・奈半利町・北川村・中土佐町・越知町・津野町）を除く28市町村が制度を設けており、その種類は市町村により異なりますが、国にない手当もあります。これらの中には、地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあるため、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではありませんが、制度本来の趣旨に沿っていることに加え、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮のうえ支給されなければならない、その必要性や妥当性の説明責任が求められます。

なお、妥当性の有無、他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複していないかどうか、勤務の実態から考えて支給方法が適切であるか、との視点から総合的な点検を行い、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致しないと認められる場合には、適切な見直しや是正を行うことが必要になります。

II 定員管理の状況

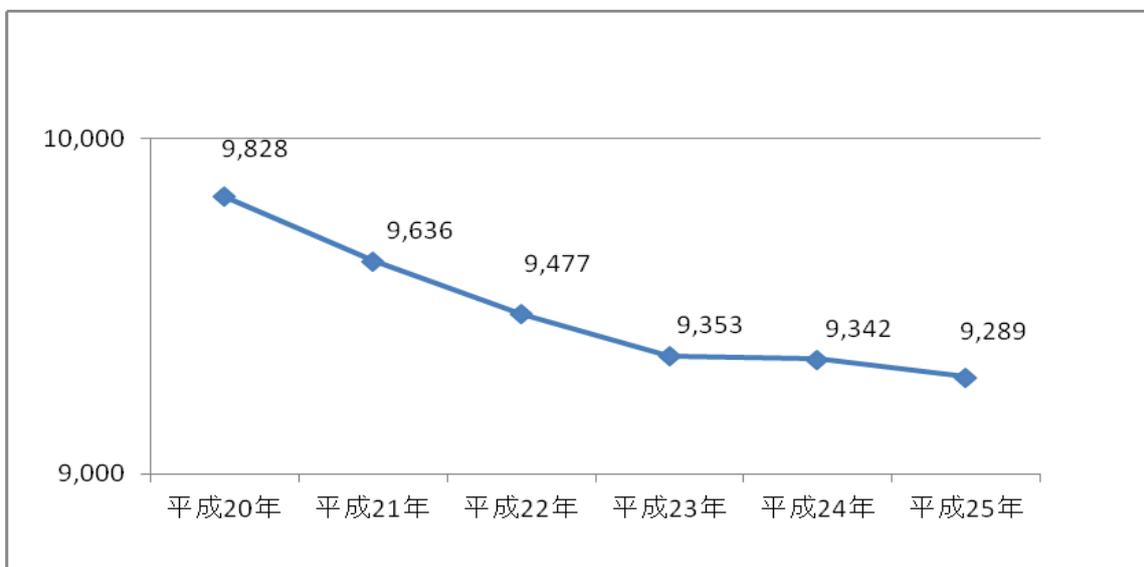
県内の市町村においては、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）に基づき、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員削減目標を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員の純減に取り組んできました。

集中改革プランの期間終了後も、各団体において、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、定員管理計画を策定するなど、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいます。

1 職員数の推移

県内の市町村職員数（教育長を含む。）は、9,289人で、前年と比べて53人（増減率▲0.6%）の減少となっています。主な減員理由としては、事務の統廃合・縮小や民間委託等によるものです。

また、平成20年と比較すると、539人（同▲5.5%）の減少となっており、行政改革の取組により減少傾向が続いています。



（単位：人、%）

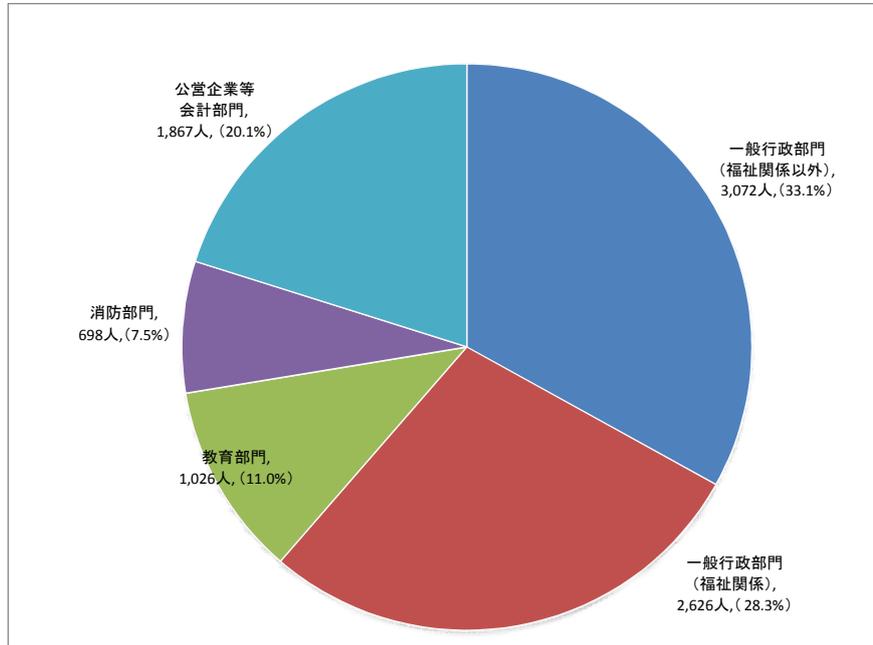
部門	年						前年との比較		平成20年との比較	
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減数	増減率	増減数	増減率
一般行政 （福祉関係以外）	3,143	3,097	3,053	3,021	3,051	3,072	21	0.7	▲71	▲2.3
一般行政 （福祉関係）	2,877	2,806	2,734	2,692	2,656	2,626	▲30	▲1.1	▲251	▲8.7
教育	1,169	1,135	1,108	1,086	1,072	1,026	▲46	▲4.3	▲143	▲12.2
消防	687	683	693	696	693	698	5	0.7	11	1.6
公営企業等会計	1,952	1,915	1,889	1,858	1,870	1,867	▲3	▲0.2	▲85	▲4.4
合計	9,828	9,636	9,477	9,353	9,342	9,289	▲53	▲0.6	▲539	▲5.5

※職員数は、各年4月1日における地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

※地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員（教育長を含む。）数です。

2 部門別職員数の状況

県内の市町村の職員数を行政分野別にみると、一般行政部門（福祉関係以外）が3,072人（構成比33.1%）、一般行政部門（福祉関係）が2,626人（同28.3%）教育部門が1,026人（同11.0%）、消防部門が698人（同7.5%）、公営企業等会計部門が1,867人（同20.1%）となっています。



県内の市町村別の一覧は、次ページの「市町村別部門別職員数の状況」とおりのとおりです。

【部門について】

- 「一般行政部門」とは……
議会事務局、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門（教育を除く各種行政委員会を含む。）の総称です。
- 「一般行政部門（福祉関係）」とは……
一般行政部門のうち、民生、衛生部門をいいます。
- 「公営企業等会計部門」とは……
病院、水道、下水道、交通、その他（国保事業、収益事業、介護保険事業等）の各部門の総称です。

3 定員管理計画の策定状況

県内の21市町村が定員管理計画を策定し、主体的、計画的に適正な定員管理の推進に取り組んでいます。

（定員管理計画を策定している市町村）

室戸市、安芸市、南国市、須崎市、土佐清水市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、日高村、津野町、四万十町

市町村別部門別職員数の状況

平成25年4月1日現在(単位:人)

区分 団体名	H25. 4. 1職員数						対24年 増減数	H24. 4. 1 職員数	定員管理 計画 策定済
	一般行政部門		教 育 部 門	消 防 部 門	公 営 企 業 等 会 計 部 門	合 計			
	福祉関係以 外	福祉関係							
高知市	781	847	333	366	372	2,699	▲ 21	2,720	
室戸市	95	61	17	49	18	240	▲ 5	245	○
安芸市	100	87	25	38	24	274	▲ 2	276	○
南国市	138	128	56	63	34	419	0	419	○
土佐市	107	110	27	44	243	531	▲ 2	533	
須崎市	117	80	37	0	42	276	11	265	○
宿毛市	107	115	22	0	69	313	3	310	
土佐清水市	93	92	12	38	67	302	▲ 1	303	○
四万十市	172	196	51	0	177	596	▲ 1	597	
香南市	141	122	70	43	34	410	0	410	○
香美市	148	118	43	57	30	396	▲ 8	404	○
市計	1,999	1,956	693	698	1,110	6,456	▲ 26	6,482	7
東洋町	23	19	5	0	8	55	▲ 7	62	○
奈半利町	23	18	12	0	4	57	▲ 3	60	○
田野町	19	12	11	0	3	45	1	44	
安田町	25	17	12	0	2	56	1	55	○
北川村	21	12	6	0	1	40	0	40	
馬路村	22	17	4	0	2	45	2	43	
芸西村	25	16	11	0	7	59	1	58	○
本山町	38	25	7	0	105	175	▲ 3	178	○
大豊町	49	34	11	0	9	103	▲ 1	104	○
土佐町	42	31	7	0	5	85	▲ 1	86	○
大川村	11	4	4	0	1	20	2	18	
いの町	112	83	52	0	220	467	▲ 9	476	○
仁淀川町	86	25	16	0	33	160	▲ 1	161	○
中土佐町	67	41	15	0	15	138	▲ 2	140	○
佐川町	65	23	19	0	122	229	3	226	○
越知町	49	28	22	0	10	109	0	109	
橋原町	34	21	13	0	38	106	3	103	
日高村	35	14	11	0	5	65	▲ 1	66	○
津野町	40	28	21	0	19	108	▲ 1	109	○
四万十町	135	81	32	0	56	304	▲ 3	307	○
大月町	42	40	13	0	66	161	▲ 2	163	
三原村	22	12	6	0	5	45	0	45	
黒潮町	88	69	23	0	21	201	▲ 6	207	
町村計	1,073	670	333	0	757	2,833	▲ 27	2,860	14
市町村計	3,072	2,626	1,026	698	1,867	9,289	▲ 53	9,342	21

※「H25.4.1職員数」及び「H24.4.1職員数」は、地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

※地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員(教育長を含む。)数です。

Ⅲ 勤務条件の状況

市町村職員の勤務条件は、労働基準法、地方公務員法などの地方公務員に適用される労働関係法令の定め反しないよう、また、国家公務員の制度との均衡を失しないよう考慮し、それぞれの市町村において条例や規則で定めることとなっています。

1 勤務時間の状況

県内の市町村（梶原町を除く。）の勤務時間は、週 38 時間 45 分であり、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分となっています。

また、一般的な職員の勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、休憩時間は午後 0 時から午後 1 時までとなっています。

梶原町は、週 40 時間であり、勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで、休憩時間は午後 0 時から午後 1 時までとなっています。

2 年次有給休暇の取得状況（平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成 24 年	平成 23 年
市平均取得日数（11 団体）	12.1 日	12.2 日
町村平均取得日数（23 団体）	11.7 日	11.1 日
市町村平均取得日数	11.9 日	11.9 日

3 病気休暇制度の内容

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

国は、平成 23 年 1 月 1 日から病気休暇の上限期間を 90 日としています。

県内の市町村の病気休暇制度は、次の表のとおりであり、国と同様に上限が「90 日以内又は 3 月以内」であっても、特定の疾患により病気休暇を取得することができる期間を延長する特例を設けている団体が多い状況にあります。

上限が「90 日以内又は 3 月以内」を上回る団体や特例を設けている団体については、国や他の地方公共団体との均衡の観点から見直しが求められています。

病気休暇制度の内容

(平成25年4月1日現在)

	90日以内又は3月以内 【国と同等】	120日以内又は4月以内	150日以内又は5月以内	180日以内又は6月以内	結核性疾患の特例	その他特定の疾患の特例
高知市	○				○	○
室戸市	○				○	
安芸市	○				○	
南国市	○				○	
土佐市				○	○	
須崎市				○		
宿毛市	○				○	
土佐清水市			○			
四万十市	○				○	○
香南市	○				○	○
香美市	○					
市計	8	0	1	2	8	3
東洋町	○				○	
奈半利町	○				○	
田野町	○					
安田町	○					
北川村	○					
馬路村	○					
芸西村	○				○	
本山町			○		○	
大豊町	○					
土佐町	○				○	○
大川村	○				○	
いの町	○				○	
仁淀川町	○				○	
中土佐町	○				○	
佐川町	○				○	
越知町	○				○	
梶原町	○					
日高村	○				○	○
津野町	○				○	
四万十町	○				○	
大月町		○			○	
三原村	○				○	
黒潮町	◎	←	(○)		○	◎
町村計	21	1	1	0	17	3
市町村計	29	1	2	2	25	6

◎前年度からの変更状況

4 特別休暇の状況

特別休暇は、災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内の市町村の主な特別休暇は、次の表のとおりであり、国に制度のある特別休暇を導入していない団体、国の制度における付与日数より多い日数を設定している団体、国に特別休暇としての制度のないものを設けている団体があります。

国や他の地方公共団体との均衡を欠いている特別休暇については、見直しが求められます。

	区 分	国の制度	市町村の状況
国 に 制 度 の あ る 特 別 休 暇	公民権行使	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	官公署への出頭	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	ドナー休暇	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	ボランティア休暇	5日以内	三原村のみ 制度なし
	結婚休暇	連続する5日以内（週休日等を含む。）	20団体のみ 期間が国と異なる
	産前休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内	24団体のみ 期間が国と異なる
	産後休暇	産後8週間まで	四万十町、黒潮町のみ 期間が国と異なる
	保育時間	生後1年に達しない子 1日2回それぞれ30分以内（やむを得ない場合は連続取得可）	7団体のみ 期間、対象が国と異なる
	妻の出産	出産に係る入院等の日から産後2週の間で2日以内	15団体のみ 期間が国と異なる
	育児参加	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子 出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から産後8週の間で5日以内	須崎市、土佐清水市、四万十市のみ 制度なし
	子の看護	小学校就学前の子 5日（子が2人以上の場合は10日）以内	高知市のみ 期間、対象が国と異なる
	短期介護休暇	配偶者、父母、子、同居している祖父母、孫、兄弟姉妹等 5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	高知市、土佐市のみ 制度なし
	忌引休暇	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等（週休日等を含む。）	21団体のみ 期間が国と異なる
	父母の追悼	父母（死亡後15年以内に限る。）1日以内	11団体のみ 期間、対象が国と異なる

	夏季休暇	連続する3日以内	13団体のみ 期間が国と異なる
	現住居の滅失等	連続する7日以内（週休日等を含む。）	全市町村 国と同じ
	災害・交通機関の事故等	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	退勤途上の危機回避	必要と認められる期間	高知市、土佐市、宿毛市のみ 制度なし
国制度なし	リフレッシュ・永年勤続休暇		高知市、安芸市、南国市、土佐市、土佐清水市、東洋町、本山町、土佐町、いの町、日高村、津野町、四万十町のみ 制度あり
	地域各種行事		梶原町のみ 制度あり

5 介護休暇の取得状況（平成24年度）

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内（高知市にあっては、1年以内の制度になっています。）において必要と認められる期間取得することができます。

平成24年度の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	1	1					
女性職員	12	3	4	3			2
計	13	4	4	3			2

6 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の取得状況（平成24年度）

（1）育児休業

育児休業は、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで取得することができます。

平成24年度に新たに育児休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員	6	5	1				
女性職員	148	9	65	41	21	3	9
計	154	14	66	41	21	3	9

(2) 部分休業

部分休業は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができます。

平成24年度に新たに部分休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	0						
女性職員	14	10	1			1	2
計	14	10	1			1	2

(3) 育児短時間勤務

育児短時間勤務は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、小学校就学の始期に達する日まで、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができます。

平成24年度に新たに育児短時間勤務を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(育児短時間勤務を導入している市町村)

室戸市、安芸市、南国市、土佐市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、北川村、芸西村、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村

(単位：人)

区 分	育児短時 間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員					
女性職員	6	1	1		4
計	6	1	1		4

IV 福利厚生事業の状況

「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定により実施している職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、民間企業と同様、雇用主として実施しているもので、県内の市町村の多くは職員互助会により実施されています。

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）及び『地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針』（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）に基づき、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、人事行政運営等の状況の公表の一環として事業の実施状況等を公表することに努めてきました。

県内の市町村の職員互助会等への公費支出額については、平成25年度予算において、約65%削減（対16年度決算比）されています。

（単位：千円）

16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 予算
534,722	488,370	234,448	223,890	208,018	225,906	210,511	189,036	186,923	189,929
対前年 度比	▲8.7%	▲52.0%	▲4.5%	▲7.1%	8.6%	▲6.8%	▲10.2%	▲1.1%	1.6%
対16年 度比	▲8.7%	▲56.2%	▲58.1%	▲61.1%	▲57.8%	▲60.6%	▲64.6%	▲65.0%	▲64.5%

県内の市町村別の一覧は、次ページの「互助会等への公費支出状況・福利厚生事業の公表状況」のとおりです。

公費を伴う個人給付事業は、県内の全ての市町村が見直しを行っております。

個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

県内の市町村の首長部局における「公費を伴う主な個人給付事業実施状況」については、24ページのとおりです。

互助会等への公費支出状況・福利厚生事業の公表状況

	互助会等への公費支出額 (単位:千円)			会員一人当たりの公費支出額 (単位:円)			公費率			公表の有無 (H25.9.30現在)	
	16年度 決算	24年度 決算	25年度 予算	16年度 決算	24年度 決算	25年度 予算	16年度 決算	24年度 決算	25年度 予算	平成23年 度事業	平成24年 度事業
高知市	121,863	45,365	46,741	33,870	15,719	17,254	50.6%	37.6%	37.2%	○	○
室戸市	17,258	4,837	4,872	55,671	19,824	19,886	70.7%	50.0%	50.0%	○	
安芸市	18,320	5,797	6,136	51,751	20,853	22,232	70.7%	50.0%	50.0%	○	○
南国市	30,077	9,099	8,923	59,323	21,716	21,195	72.2%	50.0%	50.0%	○	
土佐市	30,516	11,486	11,410	55,585	21,550	21,447	68.2%	46.0%	45.9%	○	○
須崎市	17,945	5,949	6,066	53,092	22,281	21,899	70.3%	50.0%	50.0%	○	
宿毛市	20,661	6,346	6,470	55,540	20,275	20,475	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
土佐清水市	20,069	6,486	6,649	54,094	20,396	21,041	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
四万十市	39,756	13,096	13,563	55,525	22,159	22,567	63.5%	50.0%	50.0%	○	
香南市	25,347	9,019	9,178	55,830	21,680	22,277	69.9%	50.0%	50.0%	○	○
香美市	20,199	8,215	8,248	48,323	20,284	20,724	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
東洋町	3,524	1,311	1,271	52,597	20,484	22,298	70.2%	50.0%	50.0%		
奈半利町	3,512	1,360	1,250	50,899	21,587	20,833	70.7%	50.0%	50.0%	○	
田野町	3,039	876	950	58,442	19,043	20,213	73.7%	50.0%	50.0%	○	○
安田町	3,322	1,173	1,232	49,582	20,579	21,241	72.5%	50.0%	50.0%	○	○
北川村	2,266	845	891	47,208	20,119	21,214	70.5%	50.0%	50.0%	○	○
馬路村	2,630	979	1,034	53,673	21,756	22,478	70.2%	50.0%	50.0%	○	○
芸西村	3,357	1,190	1,190	47,957	19,508	19,508	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
本山町	9,060	3,512	3,985	50,333	19,730	22,771	70.3%	50.0%	50.0%	○	
大豊町	5,362	2,266	2,304	48,745	21,377	21,736	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
土佐町	4,794	1,941	1,943	51,548	22,057	22,080	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
大川村	1,657	384	431	55,233	20,211	19,591	72.9%	50.0%	50.0%	○	○
いの町	26,088	10,757	10,162	48,854	22,790	21,901	76.8%	53.7%	52.6%		
仁淀川町	10,559	3,501	3,228	49,807	21,348	19,926	70.3%	50.0%	50.0%	○	
中土佐町	8,873	3,019	2,960	50,994	21,261	20,993	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
佐川町	13,474	4,506	4,777	56,613	19,677	20,415	65.3%	50.0%	50.0%		
越知町	6,540	2,392	2,468	54,050	21,550	22,234	55.1%	50.0%	50.0%	○	
梶原町	6,282	1,959	2,019	55,593	18,837	19,047	73.0%	50.0%	50.0%		○
日高村	4,216	1,458	1,431	53,367	21,761	21,358	70.3%	50.0%	50.0%	○	
津野町	7,139	2,301	2,406	50,631	20,730	21,873	70.2%	50.0%	50.0%	○	
四万十町	20,269	6,476	6,641	51,575	20,958	21,703	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
大月町	10,686	3,484	3,513	53,430	21,115	21,291	70.4%	50.0%	50.0%		
三原村	2,719	998	1,022	53,314	21,234	21,745	70.2%	50.0%	50.0%	○	○
黒潮町	13,343	4,540	4,565	53,372	21,932	22,377	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
合 計	534,722	186,923	189,929	47,204	20,776	21,171	69.5%	49.6%	49.6%		
対前年度比		▲1.1%	1.6%		▲1.4%	1.9%				29	20
対16年度比		▲65.0%	▲64.5%		▲56.0%	▲55.1%					

※合併団体については、旧市町村の数値を合算しています。

(職員に対する福利厚生事業調査の結果)

公費を伴う主な個人給付事業実施状況

団体名	平成16年度											平成25年度												
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										●		●	
室戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
安芸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	●	○	
南国市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	◆
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	
須崎市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
宿毛市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
土佐清水市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
四万十市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	◆
香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	
香美市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	◆
田野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
安田町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
北川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
馬路村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○		○	
本山町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
大豊町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
大川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
いの町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											▲	▲	●
仁淀川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
中土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
佐川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
越知町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
梶原町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
日高村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
津野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
四万十町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
大月町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
三原村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
黒潮町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○		○	
合計	34	34	34	34	7	34	34	34	34	34	34	15	0	0	0	0	0	0	0	0	34	1	33	5

※個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

※合併団体は、旧市町村のいずれかで実施していたものは該当ありとしています。

※平成25年度表の記載要領は、以下のとおりです。

○	共同互助会のみから給付のある項目
●	単独互助会のみから給付のある項目
▲	共同互助会、単独互助会双方から給付のある項目
■	単独互助会を介さない公費及び共同互助会双方から給付のある項目
◆	公費で直接給付される項目